平成２１年（フ）第８８号
熊本県人吉市鍛冶屋町20番地３
債務者　村上　博文
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第４７３号
沖縄県南城市知念字知名1341番地１　ネクスコート運天403
債務者　城間　奈々（旧姓嘉数）
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第７号
沖縄県南城市玉城字船越893番地１
債務者　金城三千乃
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１３号
沖縄県那覇市長田１丁目18番17号　城間アパート306
債務者　知念　美香
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２１号
北海道小樽市最上２丁目11番8103号　最上団地８号棟
債務者　千葉あや子
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１８号
北海道苫小牧市日新町４丁目４番３―506号
債務者　豊村　香世
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１３２号
宮城県亘理郡亘理町字北新町16番地　あかぎコーポ102
債務者　長田　　実
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
仙台市泉区将監４丁目29番７―405号
債務者　高澤　弘美
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５６号
仙台市青葉区小松島４丁目17番30号
債務者　三浦　美代（旧姓相澤）
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６９号
宮城県名取市閖上６丁目21番21―１号　ジェルメＡ棟102号
債務者　八巻千恵子
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３４号
秋田県男鹿市船越字内子１番地446
債務者　本川　成寿
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４７号
秋田県男鹿市船川港船川字船川117番地３
債務者　宇佐美　優
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７６０号
茨城県那珂市菅谷6197番地１　プリムローゼＢ棟102号室
債務者　小田部敬仁
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１５１８号
千葉県船橋市習志野台４丁目72番７―503号
債務者　栗原　善明（旧姓山口）
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５２５号
千葉県市原市武士843番地
債務者　小穴　　淳
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５２８号
千葉市美浜区高浜１丁目２番４棟203号
債務者　花澤佐英子
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５８６号
千葉市若葉区小倉町1746番地１　ラフィネ小倉202号
債務者　石戸　靖人
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５８８号
千葉市緑区あすみが丘４丁目39番地ガーデンコート杜の街弐番館103号
債務者　遠藤　洋志
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係